

食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令の一部を改正する省令案新旧対照条文
 食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令(平成十九年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第三号)
 (傍線の部分は改正部分)

改正案				現行				
(略)				(略)				
別記様式(第1条関係)				別記様式(第1条関係)				
(略)				(略)				
表1 食品廃棄物等の発生量(= + + + +)				表1 食品廃棄物等の発生量(= + + + +)				
業種	発生量(t)			業種	発生量(t)		対前年度比(%)	
合計				合計				
発生量の把握方法				発生量の把握方法				
表2 食品廃棄物等の発生量と密接な関係をもつ値()				表2 食品廃棄物等の発生量と密接な関係をもつ値()				
業種	売上高、製造数量等			業種	売上高、製造数量等			対前年度比(%)
	名称	単位	値		名称	単位	値	
	名称	単位	値		名称	単位	値	
				当該値を用いた理由				

前年度より当該値 を変更した理由	
---------------------	--

表 3 (略)

表 4 食品廃棄物等の発生抑制の実施量 (= (-) ×)

業種	平成19年度発生原単位 (= 平成19年度の ÷ 平成19年度の)	発生抑制の実施量 (t) ()
合計		

表 3 (略)

表 4 食品廃棄物等の発生抑制の実施量 (= (-) ×)

業種	平成19年度発生原単位 (= 平成19年度の ÷ 平成19年度の)	発生抑制の実施量 (t) ()	対前年度比 (%) ()
発生抑制の具体的な取組内容			
合計			

表 5 食品循環資源の再生利用の実施量 ()

業種	特定肥飼料等の種類	再生利用の実施量 (t)
	小計	

表 5 食品循環資源の再生利用の実施量 ()

業種	特定肥飼料等の種類	再生利用の実施量 (t)	対前年度比 (%)
	小計		

	小計	
合計		
総計		

表6 都道府県別の食品廃棄物等の発生量及び再生利用の実施量

業種	都道府県名	発生量(t)	再生利用の実施量(t)						
			合計	肥料	飼料	炭の過程を造る燃料・還元剤	油脂・脂製品	エネルギー	メタン
	小計								

	小計		
合計			
総計			
再生利用の実施量の把握方法			

表6 食品循環資源の熱回収の実施量()

業種	熱回収の実施量(t)	対前年度比(%)
合計		
熱回収の実施量の把握方法		

合計	
----	--

	小計		
	小計		
合計			
総計			
再生利用等以外の実施量の把握方法			

表 9 食品循環資源の再生利用等以外の実施量 ()

業種	特定肥飼料等以外の製品の種類	再生利用等以外の実施量 (t)
	小計	
	小計	

表 9 食品廃棄物等の廃棄物としての処分の実施量 ()

業種	廃棄物としての処分の実施量 (t)	対前年度比 (%)
合計		
廃棄物としての処分の実施量の把握方法		

当年度の再生利用等の実施率	再生利用等の実施率 (%)
業種	再生利用等の実施率 (%)
再生利用等の実施率が基準実施率を下回った理由	

対前年度比 (%)								
食品廃棄物等の発生原単位								
対前年度比 (%)								
食品廃棄物等の発生抑制の実施量 (t)								
対前年度比 (%)								
食品循環資源の再生利用の実施量 (t)								
対前年度比 (%)								
食品循環資源の熱回収の実施量 (t)								
対前年度比 (%)								
食品廃棄物等の減量の実施量 (t)								
対前年度比 (%)								
食品循環資源の再生利用等以外の実施量 (t)								
対前年度比 (%)								

食品廃棄物等の 廃棄物としての 処分の実施量 (t)						
対前年度比(%)						
食品循環資源の 再生利用等の実 施率(%)						
対前年度比(%)						

表12 再生利用の委託先又は食品循環資源の譲渡先の業者

委託先 又は譲 渡先の 業者	氏名(法人にあっては名称及び代 表者氏名)	
	住所	
	再生利用の実施量(t)	
	特定肥飼料等の種類	
委託先 又は譲 渡先の 業者	氏名(法人にあっては名称及び代 表者氏名)	
	住所	
	再生利用の実施量(t)	
	特定肥飼料等の種類	

表12 特定肥飼料等の製造量(再生利用の委託先又は食品循環資源の譲
渡先における製造量を含む。)

業 種	特定肥飼料等の種類	製造量	単位
	小計		
	小計		
合計			

総計				
委託先 又は譲 渡先の 業者	氏名（法人にあっては名称及び代 表者氏名）			
	住所			
	再生利用の実施量（t）			
	特定肥飼料等の種類	製造量	単位	
委託先 又は譲 渡先の 業者	氏名（法人にあっては名称及び代 表者氏名）			
	住所			
	再生利用の実施量（t）			
	特定肥飼料等の種類	製造量	単位	

表13 （略）

表14 判断の基準となるべき事項の遵守状況

（略）	（略）
再生利用に係る特定肥飼料等の製造の基準	/
（略）	（略）
飼料の製造を行うときは、その製造する飼料につ いて、飼料の安全性の確保及び品質の改善に關す	

表13 （略）

表14 判断の基準となるべき事項の遵守状況

（略）	（略）
再生利用に係る特定肥飼料等の製造の基準	/
（略）	（略）
飼料の製造を行うときは、その製造する飼料につ いて、飼料の安全性の確保及び品質の改善に關する法	

る法律及び愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律並びにこれらに基づく命令により定められた基準及び規格に適合させること	
(略)	(略)
(略)	(略)

表15 食品循環資源の再生利用等の促進のための先進的な取組
(略)

表16 (略)

【備考】

- 1～7 (略)
- 8 表2において、食品廃棄物等の発生量と密接な関係をもつ値として、「売上高」、「製造数量」又は「その他の食品廃棄物等の発生量と密接な関係をもつ値」のいずれかについて、最も適切な値を選択し、その名称、単位及び数値を記入すること。

なお、「食品廃棄物等の発生量と密接な関係をもつ値」を前年度より変更しようとする場合は、変更後の「食品廃棄物等の発生量と密接な関係をもつ値」については、平成19年度以前（平成20年度以降に新たに食品関連事業者の事業を開始した場合又は食品関連事業者が合併、分割、相続若しくは譲渡により他の食品関連事業者から当該事業者の事業を継承した場合には、当該事業を開始した日の属する年度又は合併、分割、相続若しくは譲渡があった日の属する年度）よりその数値を把握しているものに限るものとし、表3の対前年度比及び表11の基準実施率の数値は、変更後の「食品廃棄物等の発生量と密接な関係をもつ値」によって算出される数値を記入すること。

9～11 (略)

- 12 表9の食品循環資源の再生利用等以外の実施量については、事業活動に伴い生じた食品廃棄物等のうち、特定肥飼料等以外の製品の原材料として利用された食品循環資源の量及び特定肥飼料等以外の製品の原材料として利用するために譲渡された食品循環資源の量の合計量を

律及びこれに基づく命令により定められた基準及び規格に適合させること	
(略)	(略)
(略)	(略)

表15 その他の食品循環資源の再生利用等の促進のために実施した取組
(略)

表16 (略)

【備考】

- 1～7 (略)
- 8 表2において、食品廃棄物等の発生量と密接な関係をもつ値として、「売上高」、「製造数量」又は「その他の食品廃棄物等の発生量と密接な関係をもつ値」のいずれかについて、最も適切な値を選択し、その名称、単位及び数値を記入すること。

なお、「食品廃棄物等の発生量と密接な関係をもつ値」を前年度より変更しようとする場合は、変更後の「食品廃棄物等の発生量と密接な関係をもつ値」については、平成19年度以前（平成20年度以降に新たに食品関連事業者の事業を開始した場合又は食品関連事業者が合併、分割、相続若しくは譲渡により他の食品関連事業者から当該事業者の事業を継承した場合には、当該事業を開始した日の属する年度又は合併、分割、相続若しくは譲渡があった日の属する年度）よりその数値を把握しているものに限るものとし、表2から表4までの対前年度比、表10の基準実施率及び対前年度比並びに表11の食品廃棄物等の発生量、原単位、食品廃棄物等の発生抑制の実施量及び食品循環資源の再生利用等の実施率の数値は、変更後の「食品廃棄物等の発生量と密接な関係をもつ値」によって算出される数値を記入すること。

9～11 (略)

- 12 表8の食品循環資源の再生利用等以外の実施量については、事業活動に伴い生じた食品廃棄物等のうち、特定肥飼料等以外の製品の原材料として利用された食品循環資源の量及び特定肥飼料等以外の製品の原材料として利用するために譲渡された食品循環資源の量の合計量を

<p>記入すること。</p> <p>13 表11の「基準実施率(%)」の欄には、食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令(平成13年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第4号)第2条に規定する基準実施率を記入すること。</p> <p>(削る。)</p> <p>また、食品循環資源の再生利用等の実施率が基準実施率を下回った場合は、その理由について記入すること。</p> <p>(削る。)</p> <p>14 表14の「遵守状況」の欄には、「適」、「不適」又は「該当しない」のいずれかを記入すること。</p> <p>15 表16において、当該定期報告の内容のうち事業者名、表3の発生原単位、表11の当年度の再生利用等の実施率及び表15の取組内容を国が公表することに同意する場合には「有」を、同意しない場合にあっては「無」を記入すること。</p>	<p>記入すること。</p> <p>13 表100の「基準実施率(%)」の欄には、食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令(平成13年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第4号)第2条に規定する基準実施率を記入すること。</p> <p>なお、平成25年度以降の基準実施率については、「平成24年度」の欄の右に順次、欄を追加して記入すること。</p> <p>また、食品循環資源の再生利用等の実施率が基準実施率を下回った場合は、その理由について記入すること。</p> <p>14 表11において、平成25年度以降については、「平成24年度」の欄の右に順次、欄を追加して記入すること。</p> <p>15 表14の「遵守状況」の欄には、「適」、「不適」又は「該当しない」のいずれかを記入すること。</p> <p>16 表16において、当該定期報告の内容のうち事業者名、表3の発生原単位、表10の当年度の再生利用等の実施率及び表15の取組内容を国が公表することに同意する場合には「有」を、同意しない場合にあっては「無」を記入すること。</p>
---	--